

7-2. 事前確認結果説明書の作成と破棄・再発行【紙モード】

作成者：解体工事元請業者

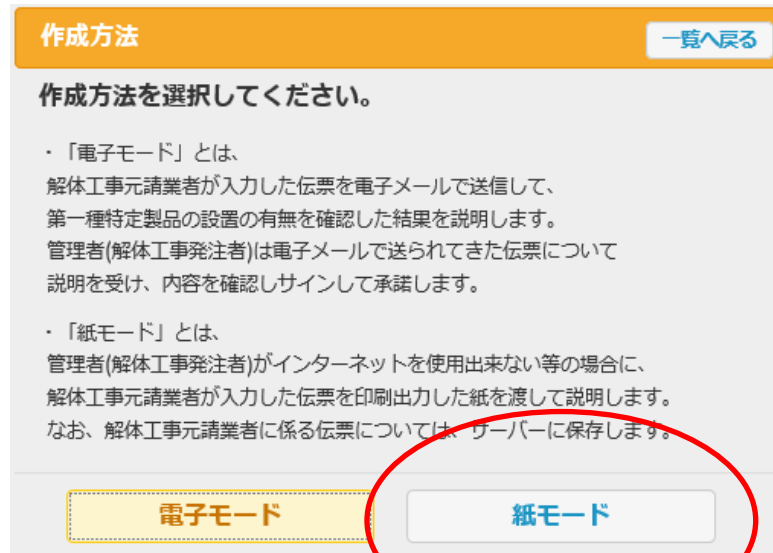
事業者登録について 7-1 をご参照ください。

紙モード「事前確認結果説明書」の作成（無料）

1. 解体工事元請業者が、ログインして「事前確認結果説明書作成」をクリックします。



2. 作成方法で「紙モード」を選択します。



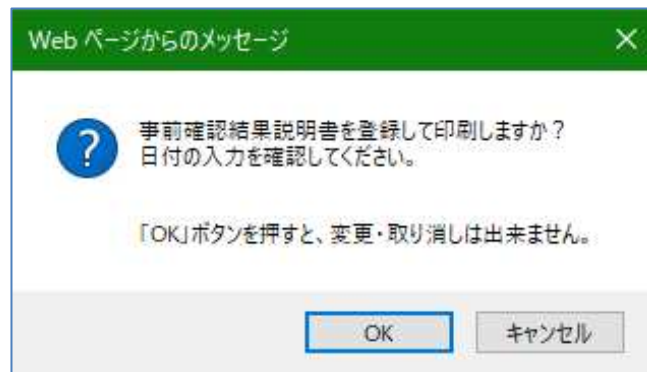
3. 解体工事発注者、解体工事元請業者、解体工事の名称、機器の設置の有無などを入力します。

紙モード			
		伝票番号	<input type="text"/>
		交付年月日*	2020 ▾ - 2 ▾ - 7 ▾ 入力日の日付を記入
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律			
第一種特定製品事前確認結果説明書			
■特定解体工事発注者		■特定解体工事元請業者	
氏名又は名称*	<input type="text" value="西急電鉄"/> (株) ▾	氏名又は名称	大村解体(株)
住所*	〒100 - 0001 <input type="text" value="住所検索"/> 住所1 東京都千代田区千代田 住所2 <input type="text"/>	住所	〒105-0011 東京都港区芝公園
電話番号	03-1111-2222	電話番号	03-1111-2222
		担当責任者 部署名:*	<input type="text" value="工事部"/>
		氏名:*	<input type="text" value="大村 太郎"/>
		担当責任者 電話番号:	<input type="text" value="03-1111-2333"/>
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。			
記			
解体工事の名称*	<input type="text" value="西急本社ビル解体工事"/>		
解体工事の場所*	〒100 - 0001 <input type="text" value="住所検索"/> 東京都 ▾ 住所1 千代田区千代田 <input type="text"/> 住所2 <input type="text"/>		
第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無*			
<input checked="" type="radio"/> あり		<input type="radio"/> なし	
フロン類回収済み		フロン類未回収	
エアコンディショナー*	<input type="text" value="0"/> 台	エアコンディショナー*	<input type="text" value="5"/> 台
冷蔵機器及び冷凍機器*	<input type="text" value="0"/> 台	冷蔵機器及び冷凍機器*	<input type="text" value="0"/> 台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載		※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。
・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施	・フロン類の回収 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施		
	・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施		
	・フロン類の回収等に係る費用 <input checked="" type="radio"/> 当初契約に計上 <input type="radio"/> 設計変更対象		

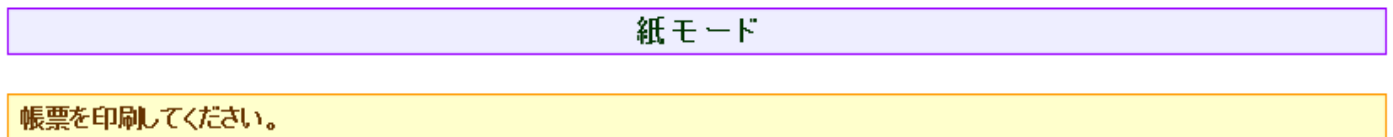
4. 最下部の「登録」ボタンを押します。

登録

5. 確認メッセージから、「OK」ボタンを押します。



6. 印刷画面が表示されます。



7. 「印刷」ボタンを押して伝票を印刷します。

伝票番号		K00000173	
交付年月日		2020-02-07	
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第一種特定製品事前確認結果説明書</p>			
<p>■特定解体工事発注者</p> <p>氏名又は名称 西急電機(株) 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 電話番号 03-1111-2222</p>		<p>■特定解体工事元請業者</p> <p>氏名又は名称 大村解体(株) 住所 〒105-0011 東京都港区芝公園 電話番号 03-1111-2222 担当責任者 部署名: 工事部 氏名: 大村 太郎 担当責任者 電話番号: 03-1111-2333</p>	
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第48条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。</p> <p>記</p>			
<p>解体工事の名称 西急本社ビル解体工事 解体工事の場所 〒100-0001 東京都千代田区千代田</p>			
<p>第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無</p>			
● あり ○ なし			
<p>フロン類回収済み</p> <p>エアコンディショナー 0 台 冷蔵庫及び冷凍機器 0 台</p>		<p>フロン類回収</p> <p>エアコンディショナー 5 台 冷蔵庫及び冷凍機器 0 台</p>	
<p>※以下、発注者と受注者で協議の上、記載</p> <p>- フロン類回収済みの機器の引取説明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ○ 発注者が実施 ○ 受注者が実施</p>		<p>※以下、発注者と受注者で協議の上、記載</p> <p>- フロン類の回収 ● 発注者が実施 ○ 受注者が実施</p> <p>- フロン類回収後の引取説明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ● 発注者が実施 ○ 受注者が実施</p> <p>- フロン類の回収等に係る費用 ● 当初契約に計上 ○ 設計変更対象</p>	
<p>○ 当初から設置なし ○ 除去済み ○ 家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に回収に基づき処理してください。</p>			

8. 印刷した伝票を管理者へ渡します。解体工事元請業者の一覧表は、完了の状態になります。
 なお、伝票は **K** から始まる **8ケタ**の番号となります。
 また、書面は**3年間保管**する必要があります。

1件~5件(合計:5件)

No	伝票番号 ▼	元伝票番号 ▼	モード ▼	状態 ▼	交付 年月日 ▼	承諾日 ▼	解体工事名 ▼	解体工事 都道府県 ▼	解体工事発注者 ▼	機器設置 の有無 ▼	操作
1	K00000174		紙モード	完了	2020-03-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 破棄 再発行



以上

事前確認結果説明書の破棄

事前確認結果説明書を破棄する場合は、解体工事元請業者がログインして「破棄」を選択します。
管理者・廃棄者は、破棄出来ません。

解体工事元請業者は、一覧表から「破棄」ボタンを選択して押します。

1件~5件(合計:5件)

No	伝票番号 ▼	元伝票番号 ▼	モード ▼	状態 ▼	交付 年月日 ▼	承諾日 ▼	解体工事名 ▼	解体工事 都道府県 ▼	解体工事発注者 ▼	機器設置 の有無 ▼	操作
1	K00000174		紙モード	完了	2020-03-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 破棄 再発行



表示された伝票の最下部にある「破棄」ボタンを押します。

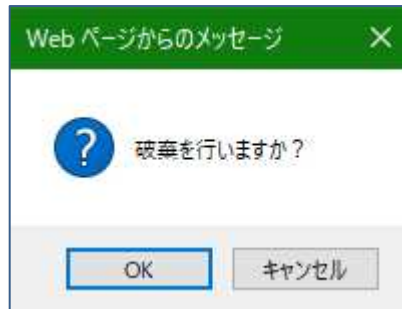
(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出した者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

破棄

ページトップ ▲

「OK」ボタンを押します。



事前確認結果説明書一覧表には、伝票が破棄されたことが状態表示されます。

1件~5 件 (合計:5件)

No	伝票番号 元伝票番号	モード	状態	交付 年月日	承諾日	解体工事名	解体工事 都道府県	解体工事発注者	機器設置 の有無	操作
1	K00000174	紙モード	作成書類を破棄 した	2020-03-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 コピー

事前確認結果説明書の再発行

伝票を訂正するために、再発行することも出来ます。
一覧表から該当する伝票の「再発行」ボタンを押します。

1件~5 件 (合計:5件)

伝票番号 元伝票番号	モード	状態	交付 年月日	承諾日	解体工事名	解体工事 都道府県	解体工事発注者	機器設置 の有無	操作
K00000173	紙モード	完了	2020-02-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 破棄 再発行



表示された伝票の最下部の「再発行」を押します。

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無			
●あり		○なし	
フロン類回収済み		フロン類未回収	
エアコンディショナー	0台	エアコンディショナー	5台
冷蔵機器及び冷凍機器	0台	冷蔵機器及び冷凍機器	0台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施		※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 <input checked="" type="radio"/> 当初契約に計上 <input type="radio"/> 設計変更対象	
<input type="radio"/> 当初から設置なし <input type="radio"/> 撤去済み <input type="radio"/> 家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。			

■コメント欄

(注意事項)

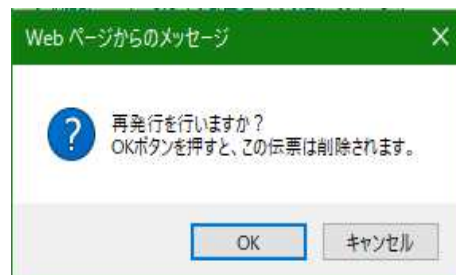
- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出した者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

一覧へ戻る

再発行

ページトップ ▲

「メッセージ」ボックスから「OK」を押します。



伝票番号 K 0000173 が破棄され、新たに K 0000175 が作成されます。

1件~6件(合計:6件)

No	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付年月日	承諾日	解体工事名	解体工事都道府県	解体工事発注者	機器設置の有無	操作
1	K00000175	K00000173	紙モード	再発行後の登録	2020-02-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 破棄
2	K00000174		紙モード	作成書類を破棄した	2020-03-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 コピー
3	K00000173		紙モード	再発行後の破棄	2020-02-07	2020-03-07	西急本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄	あり	表示 コピー

作成した時と同じ内容の伝票が表示されます。訂正したいところを修正することが出来ます。
修正した伝票を（正）として管理者へ渡すことが出来ます。

紙モード	
伝票番号	K00000175
交付年月日*	2020 - 2 - 7 入力日の日付を記入

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

■特定解体工事発注者

氏名又は名称*	西急電鉄 (株)
住所*	〒100-0001 住所検索 住所1 東京都千代田区千代田 住所2
電話番号	03-1111-2222

■特定解体工事元請業者

氏名又は名称	大村解体(株)
住所	〒105-0011 東京都港区芝公園
電話番号	03-1111-2222
担当者 部署名:*	工事部
氏名:*	大村 太郎
担当者 電話番号:	03-1111-2333

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称*	西急本社ビル解体工事
解体工事の場所*	〒100-0001 住所検索 東京都 住所1 千代田区千代田 住所2

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無*			
● あり		○ なし	
フロン類回収済み	フロン類未回収	○ 当初から設置なし	
エアコンディショナー*	0 台	エアコンディショナー*	5 台
冷蔵機器及び冷凍機器*	0 台	冷蔵機器及び冷凍機器*	0 台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載	○ 撤去済み	
・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付	・フロン類の回収	○ 家庭用機器のみ	
○ 発注者が実施 ○ 受注者が実施	● 発注者が実施 ○ 受注者が実施	※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。	
	・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付		
	● 発注者が実施 ○ 受注者が実施		
	・フロン類の回収等に係る費用		

以上